公益財団法人 東京しごと財団

雇用環境整備課

企業向け支援事業

〈人材確保〉〈職場環境整備〉のご案内

人材確保
（サービス）

1. 人材確保支援事業
2. 企業による保育施設設置支援事業

職場環境整備
（助成金等）

3. 企業主導型保育施設設置促進助成金
4. 働き方改革支援事業
5. テレワーク導入促進整備補助金 はじめてテレワーク
6. テレワーク活用・働く女性応援助成金 テレワーク活用推進コース
7. テレワーク活用・働く女性応援助成金 女性の活躍推進コース
8. 働くパパママ育休取得応援奨励金
9. 介護休業取得応援奨励金
10. ワンストップ相談窓口の設置

公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services
雇用環境整備課

https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/

雇用環境整備課

所在地 〒101-0065
東京都千代田区西神田3-2-1
住友不動産千代田ファーストビル南館5階

アクセス
・九段下駅「5番出口」より徒歩4分
・神保町駅「A2出口」より徒歩5分
・水道橋駅「西口」より徒歩9分
※「東京しごとセンター」から徒歩7分

業務時間 平日 9:00～17:00（ご来所の際は事前にご連絡ください）
※土日・祝日・年末年始は休業。

TEL 03-5211-2395

公正な採用選考のために
東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細はTOKYOはたらくネット（https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/）をご覧ください。

個人情報の取り扱いについて
公益財団法人東京しごと財団では「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」及び関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため、個人情報保護基本方針を制定しています。
個人情報の取り扱いの詳細はホームページ（https://www.shigotozaidan.or.jp/）または、窓口でご確認ください。

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
令和2年5月発行

1. 人材確保支援事業

企業の「人材確保・人材活用」に関するお悩みや課題解決をサポートします！

ご利用 **無料**

1. 人材確保相談窓口

専任の相談員が、採用活動に関する様々なお悩みやご要望をお伺いし、労働市場の現状や採用活動に関する基礎知識等の助言を行います。

また、「人材確保セミナー」や、東京都が実施する「採用コンサルティング支援」及び企業向け支援事業等、「採用力向上」に向けて適切な支援メニューをご案内いたします。

利用時間　平日 9:00～17:00（事前予約制）※土日祝日、年末年始は休業。

外国人材採用専門相談窓口

外国人材の採用や活用に関する助言、他機関における支援サービスの情報提供等を行います。

利用時間　毎週木曜日 13:00～17:00（事前予約制）※祝日、年末年始は休業。

【東京都が実施する「採用コンサルティング支援」のご案内】

「採用コンサルタント」が企業を訪問し、採用に関するお悩みや課題解決に向けたアドバイスを行う等、コンサルティングを実施し（最大5回）、「採用力向上」を支援いたします。

● ご利用の流れ

利用申込

利用案内等（相談員との面談）	事前ヒアリング	コンサルティング	アフターフォロー
相談窓口にて支援概要のご案内及び利用要件を確認	コンサルタントが企業を訪問し、課題整理と支援内容を検討	各企業の採用課題に応じてコンサルティングを実施（最大5回）	コンサルティング終了後(3か月間)、引き続き相談対応

※コンサルティングご利用企業には、ご希望に応じて、「都内ハローワーク」への求人申込サポートや合同面接会のご案内などもいたします。

● 採用課題と支援内容例

課　題	支　援　内　容
求人を出しても応募がない	○自社の魅力の棚卸（他社との差別化） ○求職者の目に留まる求人票の書き方
面接しても辞退されてしまう	○応募者の本音を引き出す面接方法 ○入社意欲を高める面接コミュニケーション
採用しても長続きしない	○募集人材要件の整理 ○適性や能力を見極める面接方法

対象企業

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、企業全体で常時雇用する労働者が300人以下であること
- 正社員、契約社員（正社員登用の制度があること）の求人を出している又は出す予定があること　等

2. セミナーの開催

人材確保に不安や悩みを抱える中小企業を対象に、「中小企業ならでは」の人材確保策等についてセミナーを開催します。自社の採用に関する課題整理や新たな人材確保策を検討する機会としてぜひご利用ください。

● 人材確保セミナー（年12回）

中小企業における人材確保の現状や課題、取り組むべき対応策等、人材確保に資するセミナーを開催します。

採用ノウハウセミナー	若年者採用セミナー
実践的な**採用ノウハウ**について ○求職者から選ばれる求人票 ○入社意欲を高める面接の極意　等	若年者採用の**ポイント** ○若年求職者を取り巻く労働市場の動向 ○ウェブサイトやSNS等を活用した採用活動　等

● 多様な人材活用セミナー（年7回）

人材確保策の「新たな一手」として、女性やシニア世代等、多様な人材活用の有効性や採用手法等に関するセミナーを開催します。

女性の採用・活用セミナー	シニア人材の採用・活用セミナー
育児等で時間に制約がありつつも、高い能力や経験を持つ女性を採用・活用する際のポイント等	豊富な知識や経験を持つシニア人材を自社にマッチした即戦力として活用する際のポイント等

対象企業

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、企業全体で常時雇用する労働者が300人以下であること

セミナー参加企業

・求人票が自社の魅力を伝えるツールという視点を持てた。改めて求職者に伝わる求人票になるよう、採用担当者だけでなく社員全体を巻き込んで見直していきたい。

・女性やシニアの活躍については、報道を通じて知っていたが具体的な事例を伺うことができイメージしやすかった。視点を変え、会社全体の業務を見直しながら、対応できる人材の募集を検討したい。

★セミナーの開催日時、会場等の詳細は下記ホームページでご確認ください。ホームページよりお申し込み可能です。

お問い合わせ　人材確保支援担当：03-5211-2174

ホームページ　https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/overview/jinzaikakuho-semina-.html

2. 企業による保育施設設置支援事業

企業による保育施設の設置を支援します！

育児中の女性等の活用を検討する中小企業等に対し、企業内保育施設設置相談窓口を設置するとともに、セミナーや見学会の実施、「企業主導型保育施設」の共同利用情報の提供により、企業による保育施設設置の支援を行っています。

1. 企業内保育施設設置相談窓口

対　象　子育て中の社員が働きやすい職場環境づくりに向け、**都内に企業内保育施設設置を検討する中小企業等**のご担当者

利用時間　平日 9:00～17:00（12:00～13:00除く）※土日祝日、年末年始は休業。

利用方法　電話・来所・メール　※来所でのご相談は事前予約制です。相談日前日までにお電話でお申し込みください。
03-5211-2172　hoiku-soudan@shigotozaidan.or.jp

★このほか、保育事業者による専門相談日を設けています。詳細は、下記ホームページをご覧ください。

ホームページ　https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/hoiku-sodan.html

2.「企業主導型保育施設」の共同利用情報の提供

「企業主導型保育施設」は、複数の企業が共同で利用することができます。東京しごと財団では、都内の「企業主導型保育施設」の従業員枠等の空き枠情報を募集し、ホームページで情報提供しています。

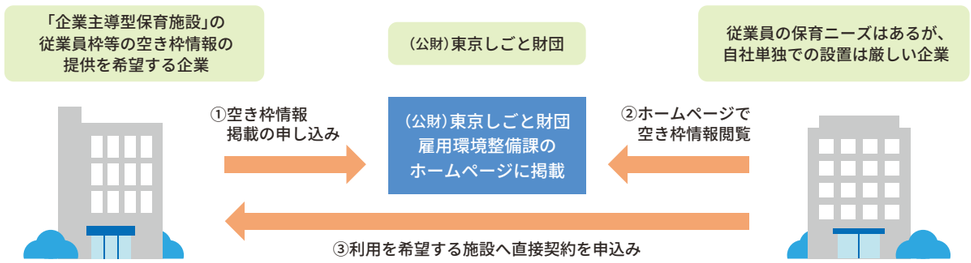

ポイント

共同利用により、育児休業中の従業員が復職しやすくなります。また、共同利用契約施設を確保しているということは、優秀な人材の採用・確保にとって有効です。

ホームページ　https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/kyodo/index.html

3. 保育施設設置に関するセミナー・企業見学会の開催

● 保育施設設置支援セミナー

企業内保育施設設置の事例紹介や、国（内閣府）及び東京都の「企業主導型保育施設」設置に関する助成金制度等についてご説明します。
（以下、セミナー例）

事業概要セミナー	助成金手続きセミナー
国（内閣府）の「企業主導型保育事業」の概要、東京都による支援制度、設置事例等をご紹介します。	国（内閣府）の「企業主導型保育事業」の具体的な助成金申請手続きや、申請の留意点等について解説します。

● 企業見学会

企業内保育施設を設置している企業を訪問し、企業の経営者等から保育施設設置のメリットや運営における注意点等について聞くことができます。

4. 共同利用推進セミナー・共同利用マッチング会の開催

● 共同利用推進セミナー

企業主導型保育施設や共同利用の仕組み、他の企業が設置した企業主導型保育施設を共同利用するメリットや好事例をご紹介します。

● 共同利用マッチング会

共同利用先を募集中の都内の企業主導型保育施設と、都内の企業主導型保育施設の共同利用を検討中の企業とのマッチングの場を提供します。

★上記セミナー・企業見学会等はホームページよりお申し込み可能です。

お問い合わせ

企業保育支援担当係：03-5211-2172

セミナー・企業見学会・マッチング会専用ホームページ

https://tokyoshigoto-kigyouhoiku.jp
※令和2年6月下旬～公開予定

ホームページ

https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/seminar/hoiku.html

3. 企業主導型保育施設設置促進助成金

「企業主導型保育施設」を整備する企業を応援します!

最大375万円支給

助成率 3/4

子育てをしながら働きやすい職場環境を整備する事業主を支援するため、東京都内において国(内閣府)の企業主導型保育事業により保育施設の整備に取り組む事業主に対し、その開設にあたり必要となる備品等の購入経費を助成します。

助成対象事業	助成の対象となる費用の例	設置する保育施設の定員数	助成限度額		
			通常備品分	多摩産材製備品購入上乗せ分	保育業務支援システム導入上乗せ分
1. 保育の提供のために必要な備品の整備	**①事故防止に資する備品** 安全柵・室内用安全マット 等 **②室内遊具** すべり台・クッション遊具・玩具 等 **③その他、保育活動に必要な備品** 什器類(テーブル・椅子・ベビーベッド)・厨房用品類(調理器具) 等	20名以下	75万円	25万円	75万円
		21～30名	90万円	27万円	90万円
		31～40名	100万円	30万円	110万円
2. 保育士の業務負担軽減に資する保育業務支援システムの導入	**①保育業務支援システムの導入に係る初期費用** ソフトウェア購入費 等 **②保育業務支援システムの使用に必要な機器の購入費用** PC・タブレット・ルーター 等	41～70名	145万円	43万円	130万円
		71名以上	172.5万円	52.5万円	150万円
		助成率　3／4 ※令和２年度末までに支給を決定したもの			

- 申請は１施設につき１回のみとなります。
- 単価１万円未満(税抜き価格)のものや、継続的な使用ができない消耗品類は対象となりません。
  また、企業主導型保育事業で助成対象となったものも対象になりません。
- 交付決定以前に購入された備品等は助成の対象外となります。
- クレジットカード、ポイント、手形、小切手等により支払われた場合は、助成の対象外となります。
- 多摩産材製備品とは、多摩地域の適正に管理された森林から生産されたことを多摩産材認証協議会によって産地証明された認証材を使用して製作された備品をいいます。

助成金の概要

- **助成対象事業者**……国(内閣府)が実施する企業主導型保育事業(整備費)の助成決定又は企業主導型保育事業(運営費※改修支援加算を含むものに限る)の内示を受け、都内に「企業主導型保育施設」を設置する事業者
- **助成金申請**……開設予定日の原則として**3か月前までに**申請
- **申請受付期間**……**令和3年3月24日(水)**まで
  ※申請受付後、令和3年3月31日までに支給決定した経費については、限度額以内であれば助成率3/4で支給いたします。
- **申請受付時間**……平日 9:00～17:00 (12:00～13:00除く)
  ※土日祝日、年末年始は休業。

＊本事業の詳細・支給要綱・申請様式などは、ホームページをご確認ください。

お問い合わせ 企業保育支援担当係：03-5211-2171

ホームページ https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/hoikujoseikin.html

4. 働き方改革支援事業

「TOKYO働き方改革宣言企業」を支援します！

最大40万円支給

東京都は「TOKYO働き方改革宣言企業」制度を創設し、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進に向けた取組を推進しています。そこで、当財団では働き方改革宣言を行った企業等(宣言企業)に対して、働き方・休み方の改善(働き方改革)への取組を支援します。

●「TOKYO働き方改革宣言企業」制度概要

東京都
働き方改革宣言奨励金
- ■働き方改革宣言事業
  自社の現状把握や改善に向けた取組を支援。
- ■制度整備事業
  働き方・休み方の改善に向けた新たな制度の導入を支援。

▶

東京都
TOKYO働き方改革宣言企業
- ■企業は働き方改革に向けた2～3年後の目標や取組を定めて自ら宣言。
- ■宣言を行った企業を東京都が「TOKYO働き方改革宣言企業」として承認し宣言書を発行。
- ■宣言企業は、宣言書に記載した取組を実施。

▶

東京しごと財団
働き方改革助成金
- ■宣言企業が導入した新たな制度の運用を支援。
- ■導入した制度において、所定の利用実績が得られた場合に助成金を支給。

1. 働き方改革助成金

宣言企業が新たに導入した制度について、計画期間中に助成要件を満たした利用実績があった場合に、助成金を支給します。

助成対象の制度		助成金上限
働き方の改善	・フレックスタイム制度　・在宅勤務制度　・週休3日制度　・短時間勤務制度 ・勤務間インターバル制度　・テレワーク制度　・時差出勤制度	最大40万円 (１制度の利用に対して10万円)
休み方の改善	・業務繁閑に応じた休業日の設定　・連続休暇制度 ・年次有給休暇の計画的付与制度　・リフレッシュ等休暇制度 ・記念日等有給休暇制度　・柔軟に取得できる夏季休暇制度 ・時間単位での年次有給休暇制度	

助成金の概要

- **助成金対象事業者**……「TOKYO働き方改革宣言企業」に承認された中小企業等であり、次のいずれかに該当すること。(都内に勤務する常時雇用する労働者を2名以上、かつ、6か月以上継続雇用していること)
  ※中小企業等とは、常時雇用する労働者が300人以下の企業等です。
  (1)働き方改革宣言奨励金の制度整備事業を実施していること。
  (2)TOKYO働き方改革宣言企業の承認決定後3か月以内に、新たに「奨励金の制度整備事業の要件を満たす制度整備」を実施していること。※他要件あり。
- **事業の流れ**……①助成金の申請:宣言企業の承認決定から3か月以内に申請
  ②助成事業の実施:支給決定後、申請した計画期間内で対象の制度を運用
  ③実績報告:利用実績の確認後、助成金支給額を決定
- **申請受付時間**……平日 9:00～16:00 (12:00～13:00除く) ※土日祝日、年末年始は休業。

＊本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。

2. 専門家による巡回・助言 (宣言後の取組をフォローアップします。)

専門家が宣言企業を訪問して、宣言後の取組状況を確認し、働き方・休み方の改善に関する助言を行います。

お問い合わせ 事業推進係：03-5211-2396

制度の詳細について
TOKYO働き方改革宣言企業ウェブサイト：https://hatarakikata.metro.tokyo.jp/
働き方改革助成金：https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/hatarakikata.html

テレワーク導入促進整備補助金

5. はじめてテレワーク

「テレワークのトライアル導入」を応援します！

最大110万円支給
補助率10/10

東京都が実施するテレワーク導入に向けたコンサルティングを受けた中堅・中小企業等を対象にテレワークのトライアル導入に対する補助金を支給します。

補助対象経費（①②いずれにも取り組む必要があります）	補助率	補助金上限額
① テレワーク環境構築経費 ○東京都が作成・管理するホームページ「テレワーク導入プラン」より選定した、テレワーク環境を構築するための機器・関連ソフト等導入費用 ○モバイル端末等整備費用 ② 就業規則へのテレワーク制度整備費	10/10	従業員数300～999人の企業　110万円 従業員数100～299人の企業　70万円 従業員数100人未満の企業　40万円 ※いずれも制度整備費10万円を含む

● 東京都が実施するテレワーク導入に向けたコンサルティングについて

ワークスタイル変革コンサルティング

業務改善・ICTの専門家がテレワークの導入や活用拡大のお手伝いをします。

対　象

都内の中堅・中小企業等（従業員数2人以上999人以下の企業等。その他要件あり。）

コンサルティング内容

・テレワークに適した業務の切り出し・可視化
・テレワーク導入プロセスの提案
・テレワークの定着支援・活用拡大に向けた提案　等

費 用　無料　　**実施方法**　最大5回訪問、各回2時間程度

申込方法　以下のウェブサイトよりお申し込みください（先着順）
https://consulting.metro.tokyo.jp/workstyle/

お問い合わせ先

ワークスタイル変革コンサルティング事務局
03-6327-1797　　受付時間　9:00～17:00（平日のみ）

＊東京しごと財団とは実施団体が異なります。
＊本事業は東京都産業労働局よりパーソルテンプスタッフ株式会社が委託を受けて運営しております。（令和2年度）

● 事業の流れ

① コンサルティングの実施

東京都が実施する「ワークスタイル変革コンサルティング」を受けてください。（前ページ参照）

➡ コンサルティング内容に基づいた「テレワーク導入パッケージ提案書」を受領します。
（テレワークの導入形態、必要なツール・機能が決定）

↓

② 導入機器の選定

東京都の「テレワーク導入プラン」ホームページより、導入する機器等を選定してください。

東京都「テレワーク導入プラン」ホームページ
https://www.telework-plan.metro.tokyo.lg.jp/

➡「テレワーク導入プラン」ホームページより「導入予定機器等一覧表」を出力します。

↓

③ はじめてテレワークの申請

公益財団法人東京しごと財団
はじめてテレワーク

「テレワーク導入パッケージ提案書」および「導入予定機器等一覧表」、その他の申請書類を用意し、公益財団法人 東京しごと財団へ申請してください。

環境構築、制度整備に対して最大110万円の補助金が支給されます。

補助金の概要

- **補助対象事業者**……東京都が実施するテレワーク導入に向けたコンサルティングを受けた中堅・中小企業等で、以下の項目に該当する事業者が対象です。
  (1) 都内に勤務している常時雇用する労働者を2名以上999名以下、かつ6か月以上継続して雇用していること
  (2) 就業規則等にテレワークに関する規定がないこと
  (3) 東京都が実施する「2020TDM推進プロジェクト」に参加していること
  ※その他にも要件あり
- **補助対象期間**……支給決定日から3か月以内
- **申請受付期間**……令和3年3月31日（水）まで
  ※ただし、予算の範囲を超えた場合は申請受付期間内でも受付を終了
- **申請受付方法**……簡易書留等の記録が残る方法により送付すること

＊本事業の詳細、募集要項、申請様式などは、ホームページをご確認ください。

お問い合わせ　職場環境整備担当係（はじめてテレワーク担当）：03-5211-1756
ホームページ　https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/telework.html

テレワーク活用・働く女性応援助成金

6. テレワーク活用推進コース

多様な働き方の実現に向けた「テレワーク導入」を応援します！

令和2年度の募集内容等については、未定です。下記内容は、令和元年度の実施内容です(参考)。

男女ともに勤務時間や勤務場所を固定しない柔軟な働き方の実現を目指し、テレワーク導入に取り組む都内中堅・中小企業等に対し、職場環境の整備に係る費用を助成します。

助　成　対　象	助成の対象となる費用の例	助成金上限・助成率
テレワーク機器導入事業 在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境の整備	●モバイル端末等整備費用 ●ネットワーク整備費用 ●システム構築費用 ●関連ソフト利用料 ●上記環境構築を専門業者に一括委託する経費	限度額　250万円 （助成率　1/2）
サテライトオフィス利用事業 サテライトオフィスでのテレワーク導入に伴う民間サテライトオフィスの利用	●民間サテライトオフィスの利用に係る経費	限度額　250万円 （助成率　1/2）

活用例

家庭と仕事の両立のため在宅勤務を導入したい。
➡ 在宅勤務用PCの購入やネットワーク環境の整備

外出時にオフィスに戻らず作業をしたい。
➡ 民間のサテライトオフィスを利用したテレワーク導入

●**助成対象事業者** …… 常時雇用する労働者が2名以上かつ999名以下で、都内に本社または事業所を置く**中堅・中小企業**等。※他要件あり

お問い合わせ　職場環境整備担当係：03-5211-2397

ホームページ　https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/joseikatsuyaku.html

テレワーク活用・働く女性応援助成金

7. 女性の活躍推進コース

「女性の職域拡大」を目的とした職場環境の整備を応援します！

令和2年度の募集内容等については、未定です。下記内容は、令和元年度の実施内容です(参考)。

女性の職域拡大等を目的として、女性の割合が少ない職種等に積極的に女性を新たに採用・配置する計画のある都内中小企業等に対し職場環境の整備に係る費用を助成します。

助　成　対　象	助成の対象となる費用の例	助成金上限・助成率
女性の新規採用・職域拡大を目的とした設備等の整備 ※女性が少ない職種等に新規に採用計画がある都内中小企業等が対象	●トイレ ●更衣室 ●休憩室 ●シャワー室 ●仮眠室 ●ロッカー（原則女性更衣室に設置） ●ベビールーム （子ども連れで出勤した場合の授乳・オムツ替えなどのスペース） ●工事現場に設置される仮設トイレ　等の整備費用	限度額　500万円 （助成率　2/3）

活用例

技術職や営業職に女性を採用したいが、女性のための専用設備がない。
➡ 女性専用トイレ・更衣室の整備

女性の工事作業員の応募をかけても採用に至らない。
➡ 女性専用仮眠室・シャワー室の整備

●**助成対象事業者** …… 常時雇用する労働者が2名以上かつ300名以下で、都内に本社または事業所を置く**中小企業**等。※他要件あり

お問い合わせ　職場環境整備担当係：03-5211-2397

ホームページ　https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/joseikatsuyaku.html

8. 働くパパママ育休取得応援奨励金

育児休業を取りやすい環境づくりを応援します！

働くママコース 定額 **125** 万円支給

働くパパコース 最大 **300** 万円支給

1. 働くママコース

従業員に1年以上の育児休業を取得させ、就業継続を可能とする環境整備を行った中小企業等に奨励金を支給します。

対象企業	環境整備要件	奨励金額
以下の従業員が在籍する **都内中小企業等** ※常時雇用する従業員300名以下 （従業員要件） 子が1歳に達するまでに育児休業を開始し1年以上取得した後、原職等に復帰し3か月以上継続雇用されている、都内在勤の従業員がいること。	対象企業において、以下の①～②の取組を実施していること。 ① 育介法に定める取組を上回る、以下のいずれかの制度を令和2年4月1日以降に就業規則に定めていること。 ・育児休業期間の延長・育児休業延長期間の延長 ・看護休暇の取得日数の上乗せ　・時間単位の看護休暇導入 ・育児による短時間勤務制度の利用年数の延長 ※法を上回るか否かは、就業規則の施行日時点で施行されている法律を基準として判断します。 ② 復帰するまでの間に当該従業員に対して、復帰支援の面談を1回以上、復帰に向けた社内情報・資料の提供を定期的に行ったこと。	定額 125万円 （年度内2回まで）

2. 働くパパコース

男性従業員に育児休業を取得させ、育児参加を促進した企業に奨励金を支給します。

対象企業	奨励金額
以下の従業員が在籍する都内企業等 ※企業規模不問 （従業員要件） 連続15日以上の育児休業を取得した後、原職等に復帰し３か月以上継続雇用されている都内在勤の男性従業員がいること。 ※平成30年5月15日以降に育児休業等を開始し、3か月以上継続雇用された後、申請期間となる2か月以内であれば、本奨励金の対象とすることができます。	育児休業連続15日取得 25万円 以降15日ごとに25万円加算 上限 300万円 （年度内2回まで）

助成金の概要

●**申請受付期間** …… 原職復帰3か月経過後2か月以内
または令和3年3月31日（水）のいずれか早い日
※予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内でも受付を終了します。

●**申請受付期間**　平日 9:00～17:00（12:00～13:00除く）
※土日祝日、年末年始は休業。

＊本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。

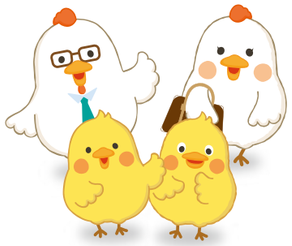

お問い合わせ　育児休業促進支援担当係：03-5211-2399

ホームページ　https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusyutoku.html

9. 介護休業取得応援奨励金

介護休業を取りやすい環境づくりを応援します！

奨励金額
定額 **50** 万円支給

従業員に連続31日以上の介護休業を取得させ、就業継続を可能とする環境整備を行った中小企業等に奨励金を支給します。

対象企業	環境整備要件	奨励金額
以下の従業員が在籍する **都内中小企業等** ※常時雇用する従業員300名以下 （従業員要件） 令和元年5月15日以降、介護休業を開始し連続31日以上取得した後、原職等に復帰し3か月以上継続雇用されている、都内在勤の従業員がいること。	対象企業において、以下の取組を実施していること。 育介法に定める取組を上回る、以下のいずれかの制度を令和2年4月1日以降に就業規則に定めていること。 ・介護休業期間の延長 ・介護休業取得回数の上乗せ ・介護休暇の取得日数の上乗せ ・時間単位の介護休暇導入 ※法を上回るか否かは、就業規則の施行日時点で施行されている法律を基準として判断します。	定額 50万円 （年度内2回まで）

● 申請の流れ

1. 介護休業取得（連続31日以上）
2. 原職復帰（3か月）
3. 申請（2か月以内）
4. 審査
5. 支給決定通知
6. 奨励金請求書兼口座振替依頼書提出
7. 奨励金振込

約１か月

□ 財団　□ 申請企業

助成金の概要

●**申請受付期間** …… 原職復帰3か月経過後2か月以内
または令和３年3月31日（水）のいずれか早い日

●**申請受付期間**　平日 9:00～17:00（12:00～13:00除く）
※土日祝日、年末年始は休業。

＊本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。

お問い合わせ　育児休業促進支援担当係「介護休業取得応援事業」窓口：03-5211-2399

ホームページ　https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kaigo.html

10. ワンストップ相談窓口の設置

東京都と連携して
ワンストップサービスを提供しています！

東京都と連携してワンストップサービスを提供する相談窓口を設置しています。

※「TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口」と「東京テレワーク推進センター」を併設しています。

利用時間 平日 9:00～17:00 ※土日祝日、年末年始は休業。

所在地 文京区後楽2-3-28
K.I.S飯田橋ビル6階

アクセス 飯田橋駅
・都営大江戸線「C3出口」より徒歩2分
・JR中央総武線「東口」より徒歩4分
・東京メトロ東西線「A1出口」より徒歩4分

1. TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口

東京都や東京労働局と連携し、奨励金や助成金を含む「TOKYO働き方改革宣言企業」制度に関する相談や、その他事業主向けのライフ・ワーク・バランス推進関連施策の相談等をワンストップで行っています。この窓口では他にも、東京労働局の「働き方・休み方改善コンサルタント」による働き方・休み方に関する相談や企業へのアドバイスを行います。

お問い合わせ 03-3868-3401

ホームページ https://hatarakikata.metro.tokyo.jp/madoguchi/

2. 東京テレワーク推進センター

東京都と国が連携し、都内企業等を対象に、ICT（情報通信技術）を活用し、“場所”や“時間”にとらわれない働き方を可能とする「テレワーク」に関する情報提供・相談等をワンストップで行っています。

当財団が実施しているテレワーク活用関連事業に関する相談も行っています。

お問い合わせ 03-3868-0708

ホームページ https://tokyo-telework.jp/

「東京しごと財団」企業向け支援事業のご紹介

東京しごとセンター

東京しごとセンター

所在地 〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3-10-3

アクセス
＜水道橋駅から＞
・JR中央線／総武線「西口」より徒歩5分
＜飯田橋駅から＞
・東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分
・JR中央線／総武線「東口」より徒歩7分
・都営地下鉄大江戸線／東京メトロ有楽町線／南北線「A2出口」より徒歩7分
＜九段下駅から＞
・東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分
・東京メトロ半蔵門線／都営地下鉄新宿線「3番出口」「5番出口」より徒歩10分

業務時間 平日 9:00～17:00 ※土日・祝日・年末年始は休業。

しごとセンター課	障害者就業支援課	シルバー人材センター課
求人の受付・企業情報の公開、採用イベントへの参加希望、職場体験の受入れ、社員の育成・定着支援セミナーに関すること	障害者の雇用、職場定着支援に関すること	シルバー人材センターへの仕事の依頼、ご相談に関すること
TEL	TEL	TEL
03-5211-2804	03-5211-2681	03-5211-2312

東京しごとセンター多摩

東京しごとセンター多摩

所在地 185-0021
東京都国分寺市南町3-22-10
東京都労働相談情報センター
国分寺事務所2階

アクセス JR中央線／西武線 国分寺駅「南口」より徒歩5分

業務時間 平日 9:00～20:00
土曜日 9:00～17:00 ※日・祝日・年末年始は休業。

TEL 042-329-4510（みにつく しごと）